

## 【重要】令和7年度のキッズクラブ利用登録（更新）について

放課後キッズクラブを利用するにあたっての各種手続きは、令和6年度まで使用していた紙面による手続きを廃止し、令和7年度より電子手続き「横浜市入会・利用申込/入退室管理システム（放課後 e-場所システム）」で行います。詳しくは、別紙「横浜市からのお知らせ」をご確認ください。

令和7年度4月1日(火)以降の利用にあたり、**利用を希望するすべての方は利用登録申請の手続き（更新）が必要**となりますので、「令和7年度版 入会のしおり（2月初旬よりキッズルームにて配布します）」をご確認いただき、放課後 e-場所システムの登録、保険料のお振込み、必要書類の準備をお願いいたします。

利用区分	利用登録に必要なもの	申込締切日
わくわく 【区分1】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・放課後 e-場所システムの新規登録</li> <li>・保険加入料の払込を証明する書類（※1）</li> <li>・口座振替に使用する金融機関のキャッシュカード（※2）</li> <li>・学校生活管理指導表（食物アレルギーのある方）</li> </ul>	<b>令和7年3月15日(土)</b>  <b>午後4時必着</b>
すくすく 【区分2 A・2 B】	上記の書類に加えて <ul style="list-style-type: none"> <li>・留守家庭児童等を証明する書類（※3）</li> <li>・減免申請に必要な書類（減免申請の方）</li> </ul>	

※1 令和7年2月1日時点において、**すくすく区分【区分2 A・2 B】へ登録されている方は、1月分の利用料等と合算して2月27日(木)に口座振替を行いますので、保険加入料の払込は不要です。**

※2 令和6年度までに口座登録がお済みの方は不要です。

また、令和7年度よりわくわく【区分1】に登録されている方においても、スポット利用料や有料プログラム参加費等の口座振替に対応いたします。在校生については必須としませんが、ご協力いただける方は口座登録をお願いいたします。

※3 お勤めされている勤務先により、就労証明書の発行までに時間を要する場合があります。例年間に合わずにわくわく【区分1】への登録となる方がいらっしゃいますので、お早めにご準備いただくことをお勧めいたします。

なお、ご提出いただけない（間に合わない）場合は、わくわく【区分1】への登録となりますので、**十分にご注意ください。**留守家庭児童等を証明する書類は、キッズルームにて配布している他、横浜市やキッズクラブのウェブサイトから印刷していただくことが可能です。